西宮市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 28 日健発 0328 第 20 号厚生労働省健康局長通知）に基づいて、受診勧奨及び本市が特定の年齢に達した対象者に実施するがん検診について必要な事項を定める。

（対象となる検診）

第２条　本事業の対象となる検診は、健康増進法に基づき市が実施する胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診とする。

（対象者及びその内容）

第３条　本事業の対象は、がん検診の受診日において西宮市の住民基本台帳に登録されている市民であって、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

（１）　個別の受診勧奨・再勧奨

市が実施するがん検診のうち、受診勧奨・再勧奨により受診促進が期待できる者に、郵送や電話等により受診勧奨・再勧奨を行う。

（２）　下記対象者への無料クーポン券の配布及び検診の実施

ア．子宮頸がん検診　　当該年度４月１日時点で２０歳である者

イ．乳がん検診　　当該年度４月１日時点で４０歳である者

上記ア及びイの者に当該検診の費用が無料になるクーポン券を送付することで受診促進を図る。

ただし、この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせないものとする。

（３）　精密検査未受診者に対する受診再勧奨

市が実施するがん検診のうち、胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん及び大腸がんのがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後精密検査を受診していない者に郵送や電話等により受診勧奨を行う。

（市外居住者の特例受診）

第４条　第３条（２）による検診受診日において、西宮市外に住所を有する前条に該当する年齢の者で、特別な事情により受診させる必要があると市長が認める者については、当該検診を受診できる。

（台帳の整備）

第５条　西宮市の住民基本台帳に登録されている市民のうち、第３条（２）及び第４条の対象者を整理するため、がん検診台帳を作成する。

（クーポン券の送付）

第６条　市は、第３条（２）及び第４条の対象者に対して、当該検診の費用が無料となる子宮頸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付する。

２　クーポン券の有効期限は、当該年度３月 31 日とする。

（クーポン券の再交付等）

第７条　市は、第３条（２）及び第４条の対象者がクーポン券を破損し、また亡失したことにより、クーポン券の再交付が必要と認めた場合はクーポン券を再交付する。

２　基準日以降に西宮市に転入した対象者が、クーポン券の交付を必要とする場合はクーポン券を交付する。

（再勧奨）

第８条　未受診者に受診の再勧奨を行い、再勧奨を行ってもがん検診を受診しない者については、未受診理由を把握するよう努めること。

（検診内容及び受診回数）

第９条　第３条（２）の検診内容は、西宮市子宮頸がん検診実施要綱、並びに西宮市乳がん検診実施要綱に準ずる。ただし、受診回数は、同一者に対して年度に１回とする。

（実施機関）

第１０条 第３条（２）の検診においては、市が委託する医療機関（以下「委託医」という。）及び検診機関において実施する。

（検診の委託）

第１１条　第３条（２）の検診の委託内容は、西宮市子宮頸がん検診実施要綱及び西宮市乳がん検診実施要綱に準ずる。

（受診方法）

第１２条　受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

２　クーポン券対象者はクーポン券を持参の上、受診をする。

（検診の費用及び実施）

第１３条　第３条（２）及び第４条の対象者は、クーポン券を実施機関に提出するとともに、次項に規定する本人確認を受けた後、無料で当該検診を受診できる。

２　実施機関は、対象者が提出したクーポン券に記載された氏名、住所及び生年月日と当該対象者の健康保険証、運転免許証等に記載された氏名等を照合して、本人確認を行うものとする。

３　実施機関は、提出のあったクーポン券に必要事項を記載の上、記録票とともに市に提出するものとする。

（検診料の償還払い）

第１４条　市は、当該年４月１日からクーポン券送付までの間に第３条（２）の対象者が、実施機関で当該検診を受診し、当該実施機関に検診料を支払った場合は、次表に掲げる額を償還するものとする。またこの助成を受けようとする者は、償還払いに係る請求書、クーポン券を市長に提出するものとする。

検診の種類	償　還　額	
	集団検診	個別検診
子宮頸がん検診	1,000 円	1,400 円
乳がん検診	1,500 円	1,800 円

（結果通知及び事後指導）

第１５条　第３条（２）の検診については、市及び実施機関は、検診結果を４週間以内に速やかに受診者へ通知する。また、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

（精密検査に要する費用）

第１６条　精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

（記録の整備及び秘密の保持）

第１７条　記録の整備については、西宮市胃がん検診実施要綱、西宮市子宮頸がん検診実施要綱、西宮市肺がん検診実施要綱、西宮市乳がん検診実施要綱及び西宮市大腸がん検診実施要綱に準ずる。

２　この事業の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（規定外事項）

第１８条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から改正して施行する。